

さいたま市告示第 1299 号

さいたま市環境影響評価条例（平成 15 年さいたま市条例第 32 号）第 36 条の規定により、さいたま市緑区大字三室において実施されている「さいたま市立病院建設事業」に係る環境影響評価事後調査書（供用後）の提出があった旨及び縦覧の場所等を公告するものである。

令和 7 年 8 月 5 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業概要

(1) 事業者の名称、代表者氏名及び所在地

名 称 さいたま市

代表者氏名 さいたま市長 清水 勇人

所 在 地 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 さいたま市立病院建設事業

種 類 大規模建築物の建設

規 模 延床面積 54,238.83 平方メートル

(3) 対象事業実施区域 さいたま市緑区大字三室 2460 番地

(4) 関係地域の範囲 さいたま市緑区、見沼区及び浦和区のうち、対象事業実施区域の周囲 1.5 キロメートル以内の地域

2 縦覧場所

(1) 市役所 7 階 環境局環境共生部環境対策課

(2) 市立病院 3 階 病院施設管理課

(3) 各区役所情報公開コーナー

(4) 各市立図書館、大古里公民館、尾間木公民館、原山公民館、美園公民館、三室公民館

3 縦覧期間及び縦覧時間

期間：令和 7 年 8 月 5 日（火）から令和 7 年 9 月 5 日（金）まで

時間：縦覧場所(1)、(2)及び(3)は開庁日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。(4)は各施設の開館時間によります。

4 意見書

環境影響評価事後調査書（供用後）の内容について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出により意見を述べるができます。

意見書提出期限 令和 7 年 9 月 19 日（金）必着（郵送の場合は当日消印有効）

【提出先・提出方法】直接持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかの方法によります。

直接持参、郵送の場合

住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

宛名：さいたま市役所 環境対策課

FAX の場合 FAX 番号：048-829-1991

電子メールの場合 メールアドレス：kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp